

矢巾町 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業について

1 事業の内容

令和7年4月1日から、従来の「出産・子育て応援交付金」に代わり、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付（経済的支援）」が創設されました。児童福祉法の「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」と一体的に実施し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。

2 対象者 矢巾町内に住所のある妊婦（医師による胎児心拍の確認が必要）

3 支給額

妊婦支援給付 1 回目（妊婦給付認定後） 5 万円

妊婦支援給付 2 回目（妊娠しているこどもの人数の届出後） 妊娠しているこどもの人数×5 万円

4 申請時期

Ⅰ 妊婦等包括相談支援事業 (伴走型相談支援)		Ⅱ 妊婦のための支援給付 (経済的支援)	
保健師・助産師等による面談		内容	案内・申請時期
①妊娠届出時		妊婦支援給付 1 回目	①妊娠届出時に申請※ ¹
②妊娠 9 か月ころアンケート送付 ＆電話連絡		妊婦支援給付 2 回目	②出産予定日の 8 週間前の日以降※ ² 妊娠後期アンケート送付時に 届出書を送付・返送にて申請
③赤ちゃん訪問			

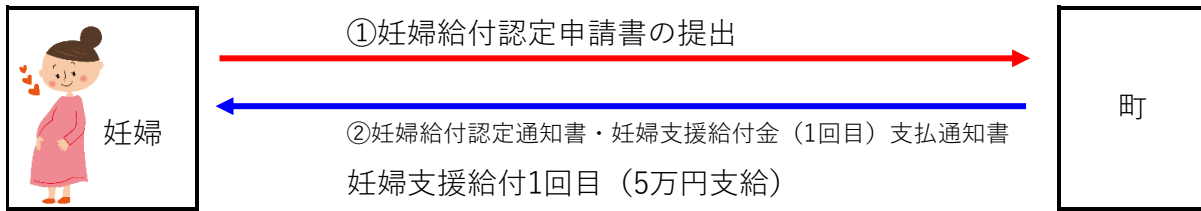
※1 母子健康手帳が交付される前に、流産や人工妊娠中絶等をしている場合でも、流産等の前に医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の提示により、妊婦支援給付（2 回）を行います。

※2 流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等したことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。

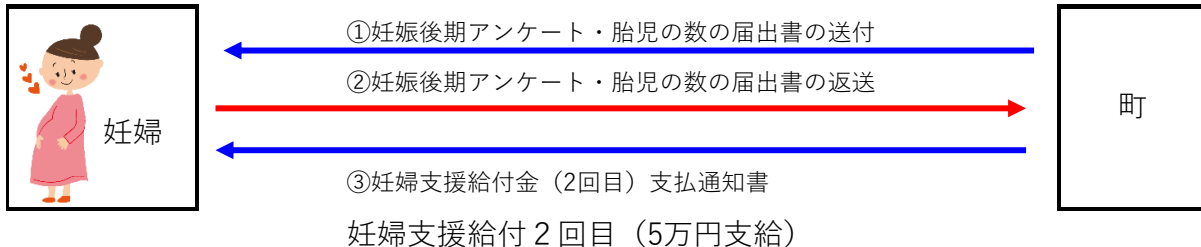


5 給付金の流れ

妊娠届出時



出産予定日8週間前



※妊婦給付認定後に矢巾町外に転出した場合は、矢巾町の妊婦給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には転出先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。
 ※申請書の受理後、審査を行い、支給が決定した方には支払通知書を送付し、その後に指定口座への支給（振り込み）を行います。

6 制度の移行期における対応

○令和7年3月31日以前に出産された方

…赤ちゃん訪問面談後「子育て応援給付金」事業により支給します。

Ⅰ 伴走型相談支援		Ⅱ 経済的支援	
保健師・助産師等による面談		内容	案内・申請時期
①妊娠届出時		出産応援給付金 R6年度支給済 妊婦一人あたり現金5万円	①妊娠届出時のアンケート等の記入と提出、面談
②妊娠8か月頃(希望者は面談)		子育て応援給付金 子ども一人あたり現金5万円	③赤ちゃん訪問時のアンケート等の記入と提出、面談
③赤ちゃん訪問時			

○令和6年度中に妊娠届出済で令和7年4月1日時点で妊婦の方

…出産予定日の8週間前の日以降に妊婦支援給付金（2回目）の案内

併せて妊娠後期アンケート送付、返送後電話にて体調確認をさせていただきます。

Ⅰ 伴走型相談支援		Ⅱ 経済的支援	
保健師・助産師等による面談		内容	案内・申請時期
①妊娠届出時		出産応援給付金 R6年度支給済 妊婦一人あたり現金5万円	①妊娠届出時のアンケート等の記入と提出、面談
②妊娠9か月ころアンケート返送後電話連絡		妊婦支援給付2回目 妊娠している子ども一人あたり現金5万円	②出産予定日の8週間前の日以降妊娠後期アンケート送付時に届出書を送付
③赤ちゃん訪問			

※令和6年度中に出産応援給付金を申請していない方は、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

矢巾町こども家庭課親子すこやか係
電話 019-611-2826